

第5号様式（第7条関係）

会議録

| | |
|---------------------------|---|
| 会議の名称 | 平成27年度清須市地域包括ケアシステム推進委員会 |
| 開催日時 | 平成27年6月23日（火） 午後1時30分から午後3時20分 |
| 開催場所 | 清須市役所清洲庁舎2階202会議室 |
| 議題 | <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 委嘱状伝達 4 委員紹介 5 清須市地域包括ケアシステム推進委員会設置要綱について 6 委員長及び部会長の選出について 7 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 清須市地域包括ケアシステムについて (2) 電子連絡帳について (3) その他 8 閉会 |
| 会議資料 | 資料1 清須市地域包括ケアシステム推進委員会設置要綱 資料2 清須市地域包括ケアシステム推進委員会委員名簿 資料3 清須市地域包括ケアシステムについて |
| 公開・非公開の別 (非公開の場合はその理由) | 公開 |
| 傍聴人の数（公開した場合） | 1人 |
| 出席委員 | 加藤（裕）委員、島野委員、加藤（高）委員、山口委員、三原委員、福島委員、室田委員、吉田委員、葛谷委員、 |
| 欠席委員 | なし |
| 出席者（市） | 濱島健康福祉部長 |
| 事務局 | （清須市役所高齢福祉課） 河村健康福祉部次長兼高齢福祉課長、森川主幹、加藤主幹、高木係長 （清須市社会福祉協議会） 地域包括支援センター 柴垣係長、飛永主査 |
| 会議の経過 | 1 開会 ただいまから「平成27年度清須市地域包括ケアシステム推進委員会」を始めさせていただきます。私は、本日の進行役を務めさせていただきます、健康福祉部高齢福祉課長の河村です。よろしくお願いいたします。 |

会議に入る前に、委員の皆様にあらかじめご承知いただく事項として、清須市では附属機関等の会議の公開に関する要綱を定めており、附属機関等の会議及び会議録は原則公開することになっておりますので宜しくお願い致します。

本日の傍聴者は、1名お見えになります。

それでは、次第に沿って会議を進めさせていただきます。

2 あいさつ

開会にあたりまして、健康福祉部長の濱島よりご挨拶を申し上げます。

(部長挨拶)

ありがとうございました。それでは、着席して進めさせていただきます。

3 委嘱状伝達

続きまして、次第3の委嘱状の伝達でございますが、本来、市長が委員の皆様にお渡しするところでございますが、他の公務もあり、机上で委嘱状を配布させていただき、委嘱状の伝達に代えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

4 委員紹介

次に、次第4の委員の紹介についてですが、お手元の委員名簿「資料2」にて委員紹介に代えさせていただきます。

また、今回の会議の議題が、在宅医療・介護連携の推進に関する事項を皆様に協議をして頂きますので、医師、歯科医師、薬剤師の先生方を始め、在宅医療・介護に関わる関係機関の皆様にも委員としてご出席して頂いております。

また、オブザーバーとして、西名古屋医師会在宅医療サポートセンターのコーディネーターであります高田さん、電子連絡帳のシステム開発元であります、名古屋大学医学部付属病院先端医療・臨床研究支援センターの杉下さん、システム提供先の中部テレコミュニケーション株式会社の福岡さんに会議に出席して頂いておりますので、宜しくお願い致します。

職員等についても、名簿に記載しておりますので、ご参照ください。

5 清須市地域包括ケアシステム推進委員会設置要綱について

次に、次第5の「清須市地域包括ケアシステム推進委員会設置要綱」についてご説明いたします。「資料1」をご覧ください。

第1条の設置についてですが、地域支援事業を円滑に推進し、医療、介護、予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向け、計画的に実施するために本委員会を設置するとしております。第2条として、第1号の認知症施策の推進事業、第2号の在宅医療・介護連携推進事業など、地域包括ケアシステム構築に向けた事業として、国が示している内容を各協議事項として定めております。第3条で委員会の委員は40人以内とし、第4条において委員の任期を2年としており、第5条で委員長、副委員長の設置について、また、第6条で、必要に応じて部会を設置できることについて掲げており、第7条

で、委員会の庶務を高齢福祉課が処理するとしています。

設置要綱の要点につきましては、以上でございます。

6 委員長及び部会長選出

続きまして、次第6の「委員長及び部会長の選出について」に移らせていただきます。

先程ご説明いたしましたとおり、設置要綱第5条第2項より委員長は委員の互選により選出することとなっておりますが、如何いたしましょう。

「事務局に一任します」

事務局に一任のお声をいただきましたので、事務局側から指名させていただきます。それでは、委員長には「ゆたかクリニック院長」の加藤先生にお願いしたいと思います。

よろしければ拍手でご賛同をお願いします。

《拍手》

(加藤 裕委員承諾)

ありがとうございました。

次に副委員長につきましては、委員長が指名することになっていきますので、委員長から指名をお願い致します。

○ 委員長

それでは、薬剤師会代表の山口様にお願いしたいと思います。

山口委員、宜しいでしょうか。

(山口委員承諾)

ありがとうございます。

続きまして、在宅医療・介護連携推進部会の部会長の選出に移させていただきます、設置要綱第6条第3項で、部会長は部会に属する委員の互選により選出することになっていきますが、事務局案として、委員長の加藤委員に在宅医療・介護連携推進部会長を兼ねて頂きたいと思いますが、宜しいでしょうか。

宜しければ、拍手でご賛同をお願いいたします。

《拍手》

ありがとうございました。

それでは、加藤委員長兼部会長には、部会長席に移って頂くようお願いいたします。

7 議事

次に、議事に入りますが、議事進行につきましては、設置要綱第6条第4項の規定により部会長が議長になることになっておりますので、議事進行につきましては、加藤部会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

◎部会長

ただいま委員長に選任されました加藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

高齢化が進む中で、国は、団塊の世代が75歳を迎える2025年までに病床ベッド数を約1割削減すると打ち出しており、ますます地域での医療と介護の連携が重要になってきています。

地域包括ケアシステムの構築については、他地域でも先行事例として進んでいますが、清須市においては、この地域の特性を生かした地域包括ケアシステムの構築が必要と思います。

尾張中部医療圏は、日本一小さい医療圏であり、3次救急病院が医療圏域に無いため、他の医療圏の3次救急病院に搬送されているのが、実情であります。

この様な中、今後、地域包括ケアシステムの構築には、多職種連携が重要であり、連携していくために、同一のツールを使った情報の共有をいかに進めていくかが大切だと思います。情報を書き込み、それを他の関係者が見て、さらに情報を書き込むことで、情報が情報を生み、その情報が生きてきます。そして、その情報をいかに共有できるかが大切であり、上の方からおろしてやっていくのではなく、医療・介護・福祉の関係者が横のつながりで連携して共有し、住みやすい清須の街づくりに、ボトムアップしていくことが大切であり、今回のご出席の各代表の委員の皆様から、積極的なご意見を頂ければと考えております。

委員長として未熟者ではありますが、委員の皆様のご協力のもと、この会を円滑に進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

尚、議事進行にあたり、本日の会議録署名委員に、加藤 高行委員と山口委員を指名させていただきますので、宜しくお願い致します。

それでは、ただ今から議事に入らせていただきます。

議事7 (1) (2)を一括で説明し、その後、ご質問・ご意見をお受けしたいと考えておりますので、宜しくお願いいたします。それでは、事務局説明をお願いします。

●事務局

(事務局説明)

(1)清須市地域包括ケアシステムについて

(2)電子連絡帳について

◎部会長

ただいまの説明に、何か質問・意見等のご発言を頂きたいと思っております。

○委員

歯科医師会では、訪問診療の患者情報をFaxにて遣り取りを行っております。今回の事務局提案の、電子連絡帳を導入して頂ければ、Faxによる遣り取りの間違いが無くなり、出来れば、早く導入をして頂ければと思います。電子連絡帳の導入にあたり、約年間250万程費用が掛かると聞いていますが、市は導入費用をどの様に考えてみえますか。また、電子連絡帳利用範囲が、市内のみなのか、それとも周囲の訪問事業まで連携ができるかをお伺いします。

●事務局

導入費用については、市が負担することで考えております。但し、システム利用の通信費については、導入先でのご負担をお願い致します。

利用範囲については、2市1町の範囲になります。今後、将来的に導入地域が増えれば、名古屋市などの周辺の事業所も利用可能になるかもしれません。

○委員

今回の説明の中で、電子連絡帳を導入した場合、自治体を越えたケアマネジャーとの連携ができるような説明でしたが、訪問看護事業所の実情は、名古屋市からの病院から指示を受けるケースが多いのですが、西名古屋医師会以外の事業者が、今回の電子連絡帳に登録さえすれば、医療圏域を超えた連携ができるのですか。

●事務局

行政間を超えた運用については、今後の利用規約等で定めて参りますので、圏域以外の利用に関しては、まだ暫く時間がかかると思います。

○委員

先程、北名古屋市は、昨年度モデル事業として電子連絡帳を導入して見るとありましたが、モデル事業としての状況をお聞かせください。

●事務局

昨年度の実績については、5名の方が利用され、登録事業所数は、23件と聞いております。

◎部会長

別の事業の観点として、清須保健所から何か意見はありますか。

○委員

電子連絡帳の導入については、保健所の立場として発言はありませんが、ケアマネジャー、訪問看護事業所の方々の意見を、一つ一つのケース事例の中で丁寧に取り上げて頂きたいと思います。

◎部会長

在宅医療・介護連携について、薬剤師会から何か意見はありますか。

○委員

近隣の状況に応じて、今後対応して行きたいと思います。

◎部会長

他に、何かご意見ありますか。

○委員

今回の電子連絡帳については、導入している事業所と、導入していない事業所で、利用者の情報が偏ってしまう事、また、事業所の事務量が増えるのではないかと心配をしていますが、システム導入に強制的なのか、任意なのか、市の考え方を教えて下さい。

●事務局

電子連絡帳の導入にご理解を頂けましたら、今後、医師会等を始め、各事業所向けにシステム導入説明会の開催を予定しております。

その後、職員がタブレット端末を用いて、事業所などに順次普及啓発を行っていきたいと考えております。

まずは、導入をして頂き、電子連絡帳に触れたり、利用して頂けたらと考えております。

◎部会長

他にご意見も無いようですので、ご審議いただきたいと思います。

採択をいたします、今回の事務局提案の電子連絡帳の導入について、承認していただける方は挙手をお願い致します。

《全員挙手》

全員賛成でありますので、事務局提案の電子連絡帳の導入については可決されました。

それでは、議事（3）その他になりますが、事務局何かありますか。

●事務局

電子連絡帳導入について、ご賛同頂き有難うございました。

電子連絡帳導入の取扱事務内容などを議題として、2回目の委員会を7月中に開催いたしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

以上でございます。

◎部会長

今回の議事につきましては、すべて終了いたしました。

特にご意見もないようですので、これもちまして、清須市地域包括ケアシステム推進委員会を閉会いたします。

本日は、円滑な進行にご協力頂きましてありがとうございました。

8 閉会

(午後3時20分)

| | |
|--------|------------------------------------|
| 会議の結果 | 会議の経過に示したとおり |
| 問い合わせ先 | 健康福祉部 高齢福祉課 052-400-2911 内線4331 |

会議の経過を記載して、その相違のないことを証するためにここに署名する。

署名委員

平成 年 月 日
委員 加藤 高行

平成 年 月 日
委員 山口 富美代